

I 家計基準

次の計算方法による「家計評価額」が0円以下となる必要があります。

$$\text{「家計評価額」} = \text{①総所得金額} - \text{④収入基準額}$$
$$\left(\text{各自の収入金額} - \text{②必要経費（控除額）の合計} \right) - \text{③特別控除額}$$

※各自の収入に対して計算する。

①総収入金額

申請者本人と生計を一にしている全員の収入金額（前年分）となります。

②必要経費（控除額）

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額は、次の計算式によって、得られた金額を控除します。

収入金額	必要経費（控除額）
104万円以下	収入金額と同じ
104万円を超え200万円以下	収入金額 × 0.2 + 83万円
200万円を超え653万円以下	収入金額 × 0.3 + 62万円
653万円を超えるもの	258万円

※事業所得等の収入金額は、確定申告書の「所得金額（必要経費等の控除後の額）」とします。

③特別控除

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除します。

	特別の事情	特別控除額		
世帯対象	母子・父子世帯	490,000		
	就学者1人につき			
	小学校	80,000		
	中学校	160,000		
	高等学校（国・公立）	自宅	280,000	470,000
		自宅外		
	高等学校（私立）	410,000	600,000	
	高等専門学校（国・公立）	360,000	550,000	
	高等専門学校（私立）	600,000	800,000	
	大学（国・公立）	590,000	1,020,000	
	大学（私立）	1,010,000	1,440,000	
	専修学校〈高等課程〉（国・公立）	170,000	270,000	
	専修学校〈高等課程〉（私立）	370,000	460,000	
専修学校〈専門課程〉（国・公立）	220,000	620,000		
専修学校〈専門課程〉（私立）	720,000	1,120,000		

	障害者のいる世帯	障害者 1 人につき 860,000	
	長期療養者のいる世帯	経済的に特別な支出をしている金額	
	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために特別に支出している金額 上限 710,000	
	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる額	
	父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	父母以外の者の所得者 1 人につき 380,000 円。 なお、その所得が 380,000 円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。	
本人	特別支援学校の高等部	190,000	380,000
対象	大学（学部・大学院）	280,000	720,000

④収入基準額

<全額免除に係る基準>

学部生

大学院生（修士・専門職学位）

大学院生（博士）

世帯人数	収入基準額
1 人	88 万円
2 人	140 万円
3 人	162 万円
4 人	175 万円
5 人	189 万円
6 人	199 万円
7 人	207 万円

世帯人数	収入基準額
1 人	96 万円
2 人	152 万円
3 人	177 万円
4 人	192 万円
5 人	208 万円
6 人	217 万円
7 人	226 万円

世帯人数	収入基準額
1 人	132 万円
2 人	212 万円
3 人	245 万円
4 人	266 万円
5 人	288 万円
6 人	302 万円
7 人	315 万円

<半額免除に係る基準>

学部生

大学院生（修士・専門職学位）

大学院生（博士）

世帯人数	収入基準額
1 人	167 万円
2 人	266 万円
3 人	306 万円
4 人	334 万円
5 人	360 万円
6 人	378 万円
7 人	395 万円

世帯人数	収入基準額
1 人	182 万円
2 人	290 万円
3 人	334 万円
4 人	364 万円
5 人	393 万円
6 人	412 万円
7 人	432 万円

世帯人数	収入基準額
1 人	254 万円
2 人	404 万円
3 人	467 万円
4 人	507 万円
5 人	548 万円
6 人	574 万円
7 人	602 万円